

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社ROBOT PAYMENT
【英訳名】	ROBOT PAYMENT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 清久 健也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
【電話番号】	03-5469-5787
【事務連絡者氏名】	取締役 久野 聡太
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
【電話番号】	03-5469-5787
【事務連絡者氏名】	取締役 久野 聡太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年3月26日開催の当社第25期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件  
期末配当に関する事項  
配当財産の種類  
金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金28円、 配当総額103,430,096円  
剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件  
監査等委員会設置会社への移行に必要な変更、その他の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、清久健也、川本圭祐、久野聡太、澤博史の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
監査等委員である取締役として、石橋慶太、清水幸明、小坂亜沙美の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額決定の件  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額を年額400百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬等の額決定の件  
監査等委員である取締役の金銭報酬等の額を年額50百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度（譲渡制限付株式及びストック・オプション）導入の件  
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬等として、株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式報酬及びストック・オプションを付与すること、並びに対象取締役への具体的な支給時期及び配分の決定は取締役会の決議によるものとするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の配当の件	26,802	37	-	（注）1	可決 99.52
第2号議案 定款一部変更の件	26,796	43		（注）2	可決 99.50

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 清久 健也 川本 圭祐 久野 聡太 澤 博史	26,802 26,802 26,802 26,790	37 37 37 49		(注)3	可決 99.52 可決 99.52 可決 99.52 可決 99.47
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 石橋 慶太 清水 幸明 小坂 亜沙美	26,801 26,800 26,801	38 39 38		(注)3	可決 99.51 可決 99.51 可決 99.51
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬等の額決定の件	26,754	85		(注)1	可決 99.34
第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬等の額決定の件	26,753	86		(注)1	可決 99.34
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬制度(譲渡制限付株式及びストック・オプション)導入の件	24,944	1,895		(注)1	可決 92.62

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上